

つくばみらい市ふるさとづくり寄附条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月23日

つくばみらい市長



つくばみらい市条例第2号

つくばみらい市ふるさとづくり寄附条例の一部を改正する条例

つくばみらい市ふるさとづくり寄附条例（平成20年つくばみらい市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項に規定する事業の種類は、規則で定めるものとする。

第3条の見出し中「等」を削り、同条第1項中「各号」を「第1項」に改め、同条第3項を削る。

第4条第1項を次のように改める。

前条の規定により指定された寄附金を適正に管理運用するため、つくばみらい市ふるさとづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

第4条第2項を削る。

第5条を次のように改める。

（基金への積立て）

第5条 基金として積み立てる額は、受入れをした寄附金の額から次に掲げる費用等を除いた額とし、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

（1） 寄附金の受入年度に実施する第2条第1項に規定する事業の財源とする額

（2） 寄附金の受入れに伴い寄附者に対して提供する返礼品等に要する経費

（3） つくばみらい市ふるさとづくり寄附の募集、受付、受入れ等に要する経費

第6条を第10条とし、第5条の次に次の4条を加える。

（基金の運用益金の処理）

第6条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

（基金の管理）

第7条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（基金の繰替運用）

第8条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（基金の処分）